

(令和5年9月県議会定例会報告)

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 の規定に基づく健全化判断比率及び資金不 足比率の報告書

山 形 県

# 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(単位：%)

| 実質赤字比率      | 連結実質赤字比率    | 実質公債費比率        | 将来負担比率           |
|-------------|-------------|----------------|------------------|
| —<br>(3.75) | —<br>(8.75) | 12.3<br>(25.0) | 217.0<br>(400.0) |

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載した。

# 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

令和5年10月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(単位：%)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 |
|--------------|--------|
| 流域下水道事業会計    | —      |
| 電気事業会計       | —      |
| 工業用水道事業会計    | —      |
| 公営企業資産運用事業会計 | —      |
| 水道用水供給事業会計   | —      |
| 病院事業会計       | 6.4    |
| 土地取得事業特別会計   | —      |
| 港湾整備事業特別会計   | —      |

備考

- 1 資金の不足額がないものは、「—」を記載した。
- 2 経営健全化基準は20.0%である。